

原因は会社側にある

職場の総意による行動だ

葬式手伝いの日報取扱い

三十三年七月二十九日、遠藤分会長は同分会員の奥さんが亡くなったため、その手伝いに二名をだしてもらいたいと主席に交渉。結論がでないまま一旦葬式に参加し、そのあとで再び交渉をもつたが主席は「何とかなしやう」といつていたにもかかわらず最終的には一名分だけを解決し、遠藤分会長は「どうしてできない」ということになった。

翌三十日、分会員に経過の説明をおこなった際、甲・乙方はやつておいて、自分の分会だけを差別待遇することは問題であるとして組合員は憤り、入坑がおくれることになったものである。

ハンツァンコンベア
故障時の補償
三十三年九月五日、坑内電

その後、分会長と当該係員および職場分会のなかで、個人的な話し合いがあり、すでに両者間では白紙にもどすことで結着している。

申請不備による職場交渉
三十四年二月十七日、二番方からの会社申し継ぎが不完全であったため、現場で作業指示の変更がなされた。

しかし、現場では、会社も認めている慣行があるにもかかわらず、これを無視しての一方的作業変更を認めるわけにはいかぬとして交渉をもつたが、ついに結論がでないまま昇坑した。

翌十八日、繰込み前に、その理由とこんどの申し継ぎについて主席から報告がなされ、確認されたにもかかわらず、その日また申し継ぎが不完全であったため、採炭工全員が憤激して、ふたたびその理由説明を求め、二十分の入坑遅延がおこった。

このことについても会社は遠藤分会長にのみその責任をおしつけてきている。

ポンプ当番配役補充
三十四年二月五日、ポンプ当番が作業途中で腹痛のため昇坑し、その補充人員をどうするかで遠藤分会長は、出すのはよいが、すでに指示された一日分の作業はすましていないので、追加作業としてその条件について、相談をうけた係員と交渉をおこなった。

しかし、賃金は責任もたないが、とにかく交替してポンプを見てもらいたいとの一点張りでも進展せず、結論がでないで直ちに執行部に連絡し指示を得、執行部の指示により、問題を対立のまま翌日にもちこんだ。

会社はこのこと、遠藤分会長が指示して作業拒否をさせた主張しているが、賃金ももらえるかどうかかわからない作業は断るといって、全員がその作業についていないので、止むを得ず係員がポンプ当番の作業をやつたのである。

関係資料

資料【一】
三十三年九月二日
三池炭鉱代表 若林寿雄
三池炭鉱所長 菅川 隆男
三池炭鉱労働組合 組合長 菅川 隆男 殿
職場紛争に関する件
三十三年九月五日、坑内電
三十三年九月五日、坑内電
三十三年九月五日、坑内電

関係資料

資料【二】
三十三年九月二日
三池炭鉱代表 若林寿雄
三池炭鉱所長 菅川 隆男
三池炭鉱労働組合 組合長 菅川 隆男 殿
職場紛争に関する件
三十三年九月五日、坑内電
三十三年九月五日、坑内電
三十三年九月五日、坑内電

関係資料

資料【三】
三十三年九月二日
三池炭鉱代表 若林寿雄
三池炭鉱所長 菅川 隆男
三池炭鉱労働組合 組合長 菅川 隆男 殿
職場紛争に関する件
三十三年九月五日、坑内電
三十三年九月五日、坑内電
三十三年九月五日、坑内電

関係資料

資料【四】
三十三年九月二日
三池炭鉱代表 若林寿雄
三池炭鉱所長 菅川 隆男
三池炭鉱労働組合 組合長 菅川 隆男 殿
職場紛争に関する件
三十三年九月五日、坑内電
三十三年九月五日、坑内電
三十三年九月五日、坑内電

職場闘争の押えつけ

かくされている本性

三月十三日の第一回団交は、組合側から説明があり、十八日にひかれた第二回団交では組合からの反論がなされた。事実問題については別項のとおりであり、団交で論議された双方の主張の要旨をまとめることとする。これは要約ではなく、あくまでも記録的な性格である。

第一回団交

組合側は、あくまでも本件を「団交事項」として推進する。資料三にみるように、労働協約七条に「労働協約を遵守する」とあるが、これは「労働協約を遵守する」という義務を課しているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。したがって、組合側は、労働協約を遵守する義務を負っているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。したがって、組合側は、労働協約を遵守する義務を負っているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。

第二回団交

第二回団交は、組合側から説明があり、十八日にひかれた第二回団交では組合からの反論がなされた。事実問題については別項のとおりであり、団交で論議された双方の主張の要旨をまとめることとする。これは要約ではなく、あくまでも記録的な性格である。

組合側は、あくまでも本件を「団交事項」として推進する。資料三にみるように、労働協約七条に「労働協約を遵守する」とあるが、これは「労働協約を遵守する」という義務を課しているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。したがって、組合側は、労働協約を遵守する義務を負っているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。

組合側は、あくまでも本件を「団交事項」として推進する。資料三にみるように、労働協約七条に「労働協約を遵守する」とあるが、これは「労働協約を遵守する」という義務を課しているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。したがって、組合側は、労働協約を遵守する義務を負っているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。

組合側は、あくまでも本件を「団交事項」として推進する。資料三にみるように、労働協約七条に「労働協約を遵守する」とあるが、これは「労働協約を遵守する」という義務を課しているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。したがって、組合側は、労働協約を遵守する義務を負っているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。

組合側は、あくまでも本件を「団交事項」として推進する。資料三にみるように、労働協約七条に「労働協約を遵守する」とあるが、これは「労働協約を遵守する」という義務を課しているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。したがって、組合側は、労働協約を遵守する義務を負っているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。

組合側は、あくまでも本件を「団交事項」として推進する。資料三にみるように、労働協約七条に「労働協約を遵守する」とあるが、これは「労働協約を遵守する」という義務を課しているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。したがって、組合側は、労働協約を遵守する義務を負っているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。

組合側は、あくまでも本件を「団交事項」として推進する。資料三にみるように、労働協約七条に「労働協約を遵守する」とあるが、これは「労働協約を遵守する」という義務を課しているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。したがって、組合側は、労働協約を遵守する義務を負っているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。

組合側は、あくまでも本件を「団交事項」として推進する。資料三にみるように、労働協約七条に「労働協約を遵守する」とあるが、これは「労働協約を遵守する」という義務を課しているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。したがって、組合側は、労働協約を遵守する義務を負っているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。

組合側は、あくまでも本件を「団交事項」として推進する。資料三にみるように、労働協約七条に「労働協約を遵守する」とあるが、これは「労働協約を遵守する」という義務を課しているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。したがって、組合側は、労働協約を遵守する義務を負っているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。

組合側は、あくまでも本件を「団交事項」として推進する。資料三にみるように、労働協約七条に「労働協約を遵守する」とあるが、これは「労働協約を遵守する」という義務を課しているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。したがって、組合側は、労働協約を遵守する義務を負っているのではなく、あくまでも「労働協約を遵守する」という権利を保障している。



第一会議室での団交(手前が会社側・向うが組合側)